

第22回  
消費者教育推進会議  
議 事 録

消費者庁消費者教育・地方協力課

# 第22回消費者教育推進会議

## 議 事 次 第

1. 日 時 平成30年2月28日（水）15：00～16：20

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用特別第1会議室

### 3. 議 題

- (1) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更（案）について
- (2) 消費者教育の推進に関する法律の施行状況について
- (3) 若年者の消費者教育分科会の進捗状況について
- (4) 今後の消費者教育の推進について（意見交換）

### 4. 出席者（敬称略・50音順）

委員：青木秀子、東 珠実、岩本諭、尾上浩一、片山博子、齋藤秀樹、坂倉忠夫、清水かほる、曾我部多美、出口貴美子、永沢裕美子、中村新造、原早苗、萩原康秋、吉國眞一

幹事等：警察庁生活安全局：太田尾生活経済対策管理官付係長【代理出席】

金融庁総務企画局：八幡政策監理官【代理出席】

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課：岩倉課長補佐【代理出席】

農林水産省安全局：川本消費者行政・食育課課長

経済産業省商務情報政策局消費経済企画室：横田室長補佐【代理出席】

国土交通省総合政策局安心生活政策課：稲山課長補佐【代理出席】

消費者庁：川口次長、小野審議官、尾原消費者教育・地方協力課長、米山消費者教育推進室長

### 5. 配布資料

- 資料1 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」変更案
- 資料2 消費者教育の推進に関する法律の施行状況について
- 資料3 若年者の消費者教育分科会のスケジュール

### 参考資料

参考資料1 各省庁における消費者教育施策

参考資料2 消費者教育推進計画策定状況及び消費者教育推進地域協議会設置状況

参考資料3 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月）

参考資料4 第二期消費者教育推進会議取りまとめ（平成29年6月）

○東会長 それでは、少し前かもしれませんが、ほぼ定刻になりました。ただいまより第22回「消費者教育推進会議」を開催させていただきます。

皆様、御多用のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、飯泉委員、色川委員、柿沼委員、鈴木委員、千葉委員は御欠席でございます。

また、1月1日付で消費者教育推進室長が異動となりましたので、1月から着任された米山眞梨子室長から一言御挨拶をいただきます。よろしくお願いたします。

○米山消費者教育推進室長 皆様、こんにちは。

今、御紹介いただきました、1月1日付で、前の青山から室長職を引き継ぎました米山眞梨子と申します。どうぞよろしくお願いたします。

実は、以前、消費者教育推進法ができるころと、基本方針の最初のを立てるころの事務局としても、こちらでさせていただいております、舞い戻ってきたというところでございます。

また、引き続き、先生方の御指導、どうぞよろしくお願いたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは早速ですが、本日の議事に移りたいと思います。議事次第をごらんください。

まずは、1番目「『消費者教育の推進に関する基本的な方針』の変更（案）について」、審議いたします。

では、資料1について事務局から御説明をお願いたします。

○米山消費者教育推進室長 改めまして、米山でございます。資料1をごらんください。

基本方針の変更（案）につきましては、前回のこの会議、11月の推進会議でも御議論を頂戴しました。それから、消費者委員会を初め、各省庁にももちろん意見等も確認し、そしてパブリックコメント手続もいたしまして、そこから寄せられた御意見も踏まえて修正を行いました。前回のときに先生方から御意見いただいたものも反映していますし、それ以降の御意見いただいたものも都度、入れさせていただいていると事務局としては考えております。今回、40ページほどあるものを一つ一つ御説明というのは、時間的にもちょっと難しゅうございますので、前回の会議からの主な修正点を御説明させていただきます。

資料1の一番最後の部分、36ページ、37ページの左上に「別紙」と書いてあります。当面の重点事項です。前回の会議での御指摘も踏まえて、事務方のほうで改めて検討させていただきました。御承知いただいているかと思いますが、基本方針自体は、幅広い担い手の指針となりますものですから、基本的な方向性を示すという形になっております。それに対しまして、この別紙は、国として重点的に取り組むべき具体的な課題をお示しております。ですので、基本方針の中に書いてあることの再掲ではあるのですが、それをさらに消費者教育に関する取組として、ここを中心にやるのだ、目指すのだということを示しているものでございます。

この重点項目3項目、若年者への消費者教育、消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進。この2の項目自体は、全体的な漠然としたところではあるのですが、

学校以外のところでさまざまなライフステージに応じた消費者教育というものが、推進法の一番の理念にもなっております。それについて、重点項目2に挙げています。

3番目が、高度情報通信ネットワーク社会、いわゆるITの発展などに対応した消費者教育の推進ということ。こういったものを挙げておるのですけれども、特に今、申しました高度情報通信ネットワーク社会の発展云々というところは、基本方針本体でも情報リテラシーの向上のために、消費者教育の必要性ということは書いているところで、まだ具体的なところは、このお示しした重点事項には書いてございませんが、単なる被害・危害の防止だけではなく、リテラシーの向上で、消費者により活用し、消費者市民として活躍していく方をつくるための消費者教育にも位置づけて検討していただきたいと考えているところでございます。

それから、今の2番目にもかかわりますが、消費者教育コーディネーターにつきましては、もともとありました基本方針にも記載はございましたが、これをさらに積極的に育成・配置していく。それを支援していくということを掲げてございます。

若年者の消費者教育で、例えば学校の中に先生以外の地域の方が連携して入っていく。そして、消費者教育を推進するという場面であったり、生涯を通じた切れ目のない学びの機会提供のための地域での学習の機会を持ったりというときにも、このコーディネーターの方が重要な役割を担っていただけるものと考えております。そのあたりも、ここに書いているものはさらに現場にこれから伝えていくということにはなるのですけれども、重点事項として書いております。

そのほか、さまざまな方からの御意見を踏まえまして、細かい部分もかなり修正しております。そういったことを事務局としましては、趣旨は全て盛り込んだと認識しております。会長、会長代理の先生方にも御確認いただいたところで、今回、こちらのほうに御提案といいたいでしょうか、お示ししたものでございます。

説明は、以上でございます。

○東会長 御説明ありがとうございました。

基本方針の変更（案）につきましましては、推進会議の場以外にも事務局から委員の皆様へ何度か御意見を述べる機会をいただき、おおむね御意見を反映していただいたと認識しております。当推進会議としては、今回提出された基本方針の変更（案）の内容について、特段の意見はないということで、基本的には考えてまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。

基本方針全体についての意見ではないのですけれども、最近、仮想通貨の問題が大きな社会問題としてクローズアップされてきておりますし、特に若年者が理解しないままにブームに乗っている傾向が見られ、多くの方が懸念しているところでございます。

そういった現状に鑑みて、正しい金融知識を普及させる必要性が高まっているというこ

とを再度確認させていただくということで、金融経済教育のところに仮想通貨の問題を書き込んでどうかという提案をさせていただきたいと思います。その問題は既に入っていると読むこともできるのですが、可能ならば具体的に入れていただくことはできないかということをご提案させていただきたいと思います。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

今、仮想通貨の問題のお話について御意見をいただきました。次から次に、こういったものが出てくるのだろうということが予想されるわけでございます。つきましては、できれば「新しい金融知識を広めていく」という中に、そういうものも含めて考えていく。この後もまた、次から次にどういうものが出てくるかということは、現状ではなかなか言い切れない、全てを言い尽くせないというところもございまして、今の永沢委員の御意見をここで共有させていただき、基本方針の変更（案）自体には、それを個別に反映することとはしないということではいかがでしょうか。

○永沢委員 この会議でこのような意見を出させていただいた背景を皆様にも御理解いただいて、消費者教育の具体的な展開のときにこの点を反映いただくということでお願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

本日、最後の議題でも、今後の消費者教育の推進についてというところで意見交換がございまして。また、そういったところでも、今のような御意見について共通理解をしていくということで進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

ほかに何か、こちらの基本方針の変更案につきまして…。中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村でございます。大変な作業をしていただきまして、まことにありがとうございます。

個々の部分についての変更という段階ではないと思いますので、どこをどう訂正することではないのですが、最終的な段階でもいろいろな御意見が出て、パブリックコメントなども2月26日13時30分現在ということで、締め切り直前までいろいろ作業されていたということで、訂正とかを求めるわけではないのですけれども、最終的にどのあたりがどう変わったのかみたいなものを、もう少しわかりやすい御提示をいただくと、また今後、それをどう読み込んでいくのか、5年後とかいうときに、こういった問題点があったのかというものもわかると思いますので、そういったものは提示していただく必要があったのではないかと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

恐らく閣議決定を待つということで、また情報をきちんと提示いただけるのかと思いますが、事務局のほうでお願いできますか。

○米山消費者教育推進室長 全体、細かいところを言いますと、本当にすごいことで、例

えば見え消しにすると真っ赤になるというレベルもございしますが、少なくともパブリックコメントで頂戴した御意見に対しては、閣議決定後に、どういった御意見で、どういうふうに変えましたということは皆様にお知らせする、公表するような準備はしてございます。それまで、しばしお時間を頂戴できればと思っております。

○東会長 では、また改めてよろしく願いいたします。

原委員、お願いいたします。

○原委員 読み込み方だと思うのですが、14ページの（2）消費者行政と教育行政の緊密な連携・協働という文章を読みますと、「国は」とあって、その下に「地方公共団体においても」となっていて、協議会の活用と書かれているのですが、実は昨日、国民生活センターの消費者フォーラムが開催されて、600人ぐらいの方が集まって、5つ分科会があったのです。私は、第3分科会の消費者教育に伺ったのですが、ほかの分科会も半分ぐらいが消費者教育をやっていて、全体としては半数の方々が消費者教育に関心を持って発表されて、聞きに来ておられたという感じがします。

第3分科会の消費者教育のところで、話がよく出ていたのは、いろいろな教材とかコーディネーターで、人材はある程度できてきているのだけれども、肝心のやってくれる学校を探すのに物すごく苦勞しているというのを皆さん、おっしゃっておられて、多分、教育委員会との連携というものがまだ十分に行われていないのではないかなと思っております。もちろん、それぞれの地方自治体で努力なさるということもあるかもしれませんが、消費者庁と文部科学省との間で、このあたり連携を強めてやっていくのだということをぜひPRしていただきたいと思っております。皆さん、大変苦勞されているという印象の発言が多かったです。

よろしく願いいたします。

○東会長 ありがとうございます。

では、川口次長、お願いいたします。

○川口次長 政府内あるいは政党等で消費者教育に関心が高まっておりますので、この数カ月、いろいろ説明する機会も多いわけでございます。そういうときにどういうふうに説明しているかという、今のお話に変近いわけでございます。今、学校以外の場では、消費生活相談員の皆様、弁護士の皆様とか、消費者教育に非常に熱意と意欲のある方がたくさんいらっしゃいます。ただ、学校になかなか入れないというのが現状ということで、ここをうまくつなぐために、消費者教育コーディネーターを置いている県がございます。数で言うと16ですけども、これを全県に配置していくように、これは地方消費者行政としてそういうふうにしていきたいということです。

予算が今日通ろうかということですけども、予算案の説明でよく聞かれますので、消費者教育コーディネーターを全ての県に配置すべく、これは配置していただかないと支援のしようがありませんが、地方消費者行政強化交付金というものでしっかり支援していくということと。それから、養成という意味では、国民生活センターにお願いする。

さらに、文科省と連携してということですね。文科省側の組織にもしっかり御理解いただけるように、どういうものを置いていただくかということについて、文科省と十分協議した上で各県にお願いしていこうということを考えておりますので、今の原委員の御指摘も十分踏まえながらやっていきたいと思っております。いつもながらですが、文科省とはよく協議してやっておるのですが、それが地方に届かない。現場においては、それぞれ別々だとなってしまうがちだというお話をよく聞きますので、共同で同じ文書で連絡するとか、できるだけそういうふうにやっていきたいと思っております。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、そういう方向で。コーディネーターのことなどは先ほど御説明いただきました37ページの2の(1)で、「コーディネーターの育成・配置の促進に向けた支援」という文言も入っております。今後、学校に入っていける、具体的に学校で展開できるような仕組みを整えていくということで、またよろしくお願ひしたいと思っております。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今のような御意見も、後ほど、今後の消費者教育の推進というところで、また少し意見を交換させていただければと思っております。議題1は基本方針の変更(案)の内容についてということでございます。さまざまな御意見につきましては、また4の議題で伺うということで、まずはこちらの変更(案)の内容について、特段の意見はないということでお取りまとめをさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、推進会議としては、基本方針の変更(案)に対して、意見なしということで取り扱わせていただきます。

なお、内閣総理大臣及び文部科学大臣に対して書面にて回答する必要がありますが、回答文書については、私に一任させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、御一任していただいたということで取り扱わせていただきます。

次の議題に移らせていただきます。2番目でございます。「消費者教育の推進に関する法律の施行状況について」でございます。

本議題は、消費者教育推進法附則第2項に係る議事でございます。附則第2項を読みますと、「国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」となっております。消費者教育推進法は、施行日が平成24年12月13日ということですので、既に施行日から5年を経過したことになります。そこで、本会議におきまして議論をさせていただきたいということになりました。

まずは、事務局から施行状況について御説明をいただいた上で、委員の皆様の間で少し御意見をいただき、まとめていきたいと思っております。それでは、事務局から施行状況について説明をお願いいたします。

○米山消費者教育推進室長 それでは、資料2をごらんください。

今、会長から御説明いただきましたとおり、目的のところはそのことが記載してございます。これから同法が5年経過した間、どのような施行状況であるかということを経理局で取りまとめたものを簡単に御紹介させていただきます。釈迦に説法かと思いますが、法律そのものがそもそも理念を定めた法律となっております。それに基づいて、これから紹介します第9条でただいまの基本方針をつくり、それをさらに具体化した基本方針を地域に広げていくというたてつけの施策になっております。条文に合わせまして、基本方針も大体記載しているのですけれども、ここでも消費者教育推進法の条文どおりに、どのようなことが進められているかということをごっくりと見たいと思います。

9条としまして、基本方針関係。これは、御案内のとおりでございます。5年間たったということで、内容は時期に応じて、社会状況に照らして変更しているところです。

今の法律の条文ですけれども、皆様方のお手元にあります参考資料3に「消費者教育推進会議取りまとめ」というものがございます。その195ページ以降が法律の条文になっております。195ページから条文になっておりますが、最初に御紹介がありましたのは、附則、203ページにある5年を目途として、施行状況云々という附則2番です。これから御紹介するのは、この条文に従いまして、198ページ、第2章基本方針等というところの9条を、今、国の基本方針はこういう状況ですということをお話ししたところです。

続きまして、第10条が都道府県消費者教育推進計画等というところがございます。こちらは、日本地図の絵がありますように、1県を除きまして策定済みでございます。国の基本方針は、基本方針を立てなければならないという義務ですけれども、地方におきましては努力、努めるものという規定になってございますが、既に46都道府県で策定済みで、政令指定市の20のうちの16で策定済み。その他市町村も、地方消費者行政の現況調査によりますと、現時点で24市町村で策定されております。

その次が第11条で、学校における消費者教育ということで、幼児から小・中・高という形になるのですけれども、学習指導要領が改定されていますということ。

その次、資料の2ページ目を見ていただきますと、これも消費者庁で調べております事業の現況調査から引いた数字でございますが、ここに学校における事業の数を掲げております。教職員に関する消費者教育に係る研修といったものも、年度ごとにこのような事業数でやられております。

第3項としましては、法律の条文上は人材の活用という内容ですけれども、そこにつきましても、地域のサポーターというものを置いている県が、ここに示したように30府県、12政令指定市ということで、3ページにあるようなところです。

そして、先ほどもちょっとお話が出ました消費者教育コーディネーターは、現在16府県で置いておられるということです。

それから、次が第12条で、大学における消費者教育ということで、文部科学省が中心になりまして、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」というのを作成したり、



大学に対して通知を出して、その結果、こういった取組がなされている。それから、大学や専門学校における消費者教育事業として数を足し上げますと、3ページから4ページにまたがるところでございます。こういった事業数がありました。

これも出典として書いてございますけれども、地方消費者行政の現況調査などでも書いていることでございます。

それと、次が第13条で、これは国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラムの消費者教育関係というのを並べているものでございます。25年、26年。26年はゼロになっておりますが、27、28と、ここに掲げたような形で、30、40といった事業が取り組まれていることとなります。

続きまして、8ページです。これで県の取組とか政令市の取組を記載してございますが、もう少し細かいものとして、ここに掲げたような二百幾つという事業が登録されております。

その次、第14条としましては、事業者及び事業者団体による消費者教育の支援ということで、必ずしも事業者だけではないのですけれども、地方の消費者フォーラムをこのような形で開催しております。これも、タイトル、テーマだけが並んでおりますけれども、11ページの後には消費者教育フェスタということで、消費者教育の推進のために、地方のフォーラム、プラス、フェスタなども、このような数、開かれております。

連携・協働による消費者教育推進のための実証的研究というものが13ページに、こちらでも文部科学省のほうで進めた調査研究のカタログといいますか、こういったことが行われているということです。

さらに、14ページ、独立行政法人国民生活センター主催の全国消費者フォーラム、先ほど原委員のほうからお言葉がありましたのが、こういったものです。これも毎年開かれているということです。

15条のほうでは、消費者教育の教材の充実というものが条文の内容なのですが、消費者教育ポータルサイトに登録されている数、それから文部科学省・消費者庁で「社会への扉」などもつくっているということです。

16条は、人材の育成ということで、国民生活センターが実施している講座の数を足し上げたものです。実は、国民生活センターさんでは、相談員そのものの育成とか、相談のPIO-NETの登録といった研修もされているのですが、それは除いた数で、幅広く消費者教育にかかわるようなものを足し上げたものがこれでございます。

その後、調査研究に関して、今ありました現況調査も含めて、取組状況調査などを行っているということ。

それと、情報の収集としましては、事例集の作成のほか、ポータルサイトで取組や講座といったものの情報も集めてございます。

第19条が、この消費者教育推進会議を国は設けると決まっているところで、それにつきましては、ここに会議を開始したのが25年3月6日ということで、先生方に御参画いただ

いているものがここに並んでおります。先ほどもちょっと紹介しました高度情報通信ネットワーク社会といった分科会も検討するところまで、今のところ記載しております。

第20条が推進の地域協議会。こちらは、先ほどの推進計画と同様、地方にとりましては、努めるという努力規定でございますが、45の都道府県で協議会は設置が済んでおりまして、政令市は18で設置済みです。その他の都市でも27で設置しているということで、条文にあわせた形で各地での取組や、法律に基づいてどのような動きがあったかというのが以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

ただいま、条文のほうに基づきまして、施行状況についての御説明をいただきました。

それでは、意見交換ということで進めてまいりたいと思いますが、ただいまの施行状況を踏まえまして、何か御意見等ございましたら、お願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員 青木です。

この目的が、これらの状況について検討を加え、必要があると認める場合は、所要の措置を講ずると記載されているのですが、ただいまの御説明はファクト、実際にどうですよというだけであって、これに対して、この状況が目的としたとおりに進んでいるのか、どこかに問題があるのかというあたりは、まとめには入らないのでしょうか。今、アップされている全体の部分は実施状況だけであって、それに対する検討結果というのはまとめの中に入らないのですか。御質問なのですけれどもね。

○東会長 まとめとおっしゃいますと。

○青木委員 これに加えて、検討結果ですね。これが問題なく、予定どおり進んでいるのか、問題がどこかにあるのかというコメントは、今いただいた資料のどこにもなくて、事実だけが書かれているので、そこはこの資料の中には入らないのでしょうかという御質問です。全体の構成としてです。

○東会長 事務局から御回答いただければと思いますが。まずは法律について、こういう施行状況で、ここまで進んでいますが、法律自体の見直しはどうでしょうかということだったのですが。

○青木委員 法律自体ではないです。この推進状況にどこか問題がないかということを検討するという法律の趣旨だと思ったものですから。

例えば、私も、都道府県の推進計画の策定状況を見ると、香川県だけが策定されていない状況というのも、何年間か多分こういう状況だと思えますけれども、先ほど地方自治体の努力義務ではあるということですが、もうほとんどのところが終わっている段階でできないということは、何か要因が、さらに支援を促進していただく必要があるのではないかと。

同じように、推進協議会も2県だけが策定されていないとか、あるいは政令都市までは何とか全体のところが設置していただけるように、推進が順調に進んでいけばいいのです

が、この状態でちょっととまっているように見受けたものですから、こういうあたりは何らかの個別の施策として少し推進していただくとか、あるいは全体として、この計画、当初予定していた以上に推進が進んでいるとか、そのコメントがいただきたいなと思ってお願いしたのですが。

○東会長 次長から。

○川口次長 一般論でまず申し上げますと、法律に検討という規定がよくついておりまして、これもついているわけですが、見直し規定というのは、ちょっとわかりにくいのですが、最大限言うと、法律をつくるときに、未来、全てのことを検討し尽くせないのが、まずつくって、数年たったから見直しをしようという考え方で、こういうものがついているわけですね。ですから、5年たったので、言ってみれば、最大限は改正案をつくる必要がありますかというのが、この検討規定の意味でございます。

それで、この検討を加えというところを、まさに今日の御議論が検討でありますので、いろいろな角度から御意見を賜って、それを踏まえて政府としての検討ということで、その後にもまとめようということでもありますので、検討の案というのはまだないわけでございます。

それで、資料としては施行の状況についてまとめましたので、これを材料に法律の見直しが必要かということ念頭に、法律の見直しでなくても、やるべき点、御意見賜れば、それよりも小さい見直し。政令とか省令とかがある場合は、その見直しをする場合もございませぬけれども、そういうふうになっていませぬので、何らかの対応が必要なことについては、この場で御意見を賜ればということでもありますので、検討の案というのは、現時点では事務局は用意していないということでございます。

○青木委員 ありがとうございます。

法律の改正という視点で御意見申し上げたわけではないので、そうすると、私の質問と申しますか、問題として、先ほど申し上げました教育推進計画、それから地域協議会が、あと1県2県で設置がまだできていないところは、何らかの促進支援によって、全県設置という形に行けるのではないのでしょうかということで、どの点が設置できない問題としてあるのかなという点の御意見を聞かせていただければと思います。

○東会長 それでは、課長、お願いいたします。

○尾原消費者教育・地方協力課長 消費者教育・地方協力課長でございます。

今、消費者教育推進会議の計画と協議会のお話をいただきました。では、具体的に当庁としてどういう取組をしているかといいますと、平成27年に策定いたしました地方の消費者行政の強化作戦というものがございませぬ。その中の位置づけとして、全ての県及び政令指定市には設置するように我々としては目指しているとしております。

ですので、先生御指摘のように、具体的にどこがというのは、我々も今後も御相談しながらだと思ひますけれども、どこに住んでいても質の高い消費者行政を、また消費者教育をと思ひっておるものですから、そのあたりも自治体と連携しながら、どのあたりに課題が

あるかというあたりも、御意見を情報交換しながら進めていきたいと。残念ながら、まだ全ての政令市というところまで行っていないのが事実でございますし、まだ香川県が残っている。また、一部の協議会においては残っているということは御指摘のとおりだと思います。引き続き、我々としては、強化作戦に基づいて進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○東会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

清水委員、先に。

○清水委員 恐れ入ります。全相協の清水です。

消費者教育推進地域協議会の件ですけれども、青木先生が言われたことの関連です。次長が「設置することに意義がある」と言われましたが、設置ただけで、実際は消費生活審議会等と兼ねるものやその部会として置かれるものを含むとされているため、中身としては絵に描いた餅みたいないところがあります。もちろん、まずは設置して、次なる5年で中身をしっかりやっていくという話だと思うのですが、これからは中身も精査する必要があると重います。

○東会長 ありがとうございます。

はい。

○米山消費者教育推進室長 もう言わずもがなでございますが、そのことを事務局のほうとしましても全国に確認するという段取りではおります。また、改めて状況が把握できて、例えば名前だけという残念なことがあるのかないのかも含めまして、きちんと調べたいと思っております。その上で、実質が伴うように働きかけ、協力していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○東会長 ありがとうございます。

では、坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員 ACAPの坂倉でございます。

意見が2つあったのですが、1点は青木委員とダブりますので、もう一点です。細かいことで恐縮ですが、8ページです。第14条事業者及び事業者団体による消費者教育の支援の関係ということで、地方消費者フォーラムがここに挙がっています。この地方消費者フォーラムというのは非常に大事な活動だと認識しているのですが、事業者及び事業者団体の消費者教育という認識が余りなくて、むしろこれは各地でやっていらっしゃるのは、消費者団体、地方公共団体あるいは教育機関などが中心となって行って、一部事業者も参加されているという位置づけだと思うので、まとめられるという意味であれば、14条ではなくて、むしろ13条なのかなという気がしました。

あるいは、もっと事業者・事業者団体が参加しなければいけない課題ということであれば、そういう認識をしなければいけないなと感じております。それは、後ろにある、昨日

行われました国民生活センターの消費者フォーラムも同様かと感じました。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

少しまとめて幾つか御意見を伺いまして、その後、また事務局から少しお話しいただければと思います。

では、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 ありがとうございます。

現状をまとめていただいたと理解しておりまして、いろいろな評価があるかと思いますが、私個人としては、5年間でよく進んだなというのが率直な感想であります。理念規定が主たるものでありますから、具体的に何をどうするかという各論の話というのはなかなか進めにくいといえますか、考え方も多様でありますから、現場では苦勞されるだろうと理解しております。都道府県の段階に限らず、市町村段階でも、数は24と少ないわけですが、市町村段階まで広がりを持っているということは、5年の成果としては非常に手応えのあるものではないかなと思います。

さっき室長からお話がありましたように、これに限らず、この種のをやりますときに、香川県だけが目立つのですが、実は意外と香川は、現状はしっかりやっておられたりする例というのはほかにままあって、グリーンになっているところがいいかといえば、一応、形はあると。しかし、実質が伴わないということはまあある話なので、5年以降の段階においては、今度は質の問題だと思えますから、その視点での深掘りをぜひしていただければと思います。

それから、この段階で、私は都道府県が旗を上げることは大変大事でありますけれども、基礎的な自治体のところでしっかり受けとめない現場に伝わりにくいということになると思いますし、学校関係の話は先ほど次長からもお話がありましたけれども、学校以外の一般の市民といえますか、そういう方々には、基礎的自治体の御努力というのが非常に大きな意味を持つと考えます。

ですので、このフォーラム的なものも、今、大きな括りで、ブロックとか都道府県というレベルのものが多いわけではありますが、これも小さな単位で進んでいくということが極めて大事だと思いますので、まず、そういう視点からこれからウオッチしていただければ大変ありがたいと思えますし、その結果に基づいて、またプッシュしていただくようお願いしたいと思えます。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村です。ありがとうございます。

大きく2点ありまして、1つは、資料2が第9条から始まっているわけですがけれども、

法律には8条で財政上の措置なども書いてありまして、今日いただいた参考資料の地方消費者行政の現況というものが、より詳しい資料かと思いますが、そこにも消費者行政の財政などはわかるのですけれども、そこから消費者教育というものまで落としていったときに、どういったお金の動きがあるのかという点。

例えば、コーディネーターがいる県と、ここに挙がっている県でも、最近なくなるのではないかというわさを聞いたりするところもあったりして、必ずしも財政問題は右肩上がりにはなっていないのではないか。例えば、細かく事業数などを見ても、意外とここ数年は伸び悩んでいたりというところもありますので、そのあたりの分析、非常に大切なので、そこがちょっと言及がないのかなと思いました。

それと、一番最初に青木委員から出た意見とちょっと重なるところもあるのですが、大切なお話だと思いますので、ちょっと言及すると。例えば、今回の基本方針の案、先ほど承認したものの、29ページに調査研究という欄があって、そこには、地方公共団体の消費者教育に関する部分で、実践例や情報収集だけでなく、分析整理する研究も行うとか、消費者教育に関する取組の有効性についての効果測定、分析手法の検討とか、かなり実践的なことをやるということが、今後の5年間の目標としては書いてある。

これは今後の意見交換のところで言うべき話かもしれませんが、どこでも最近、話題になるのは、この調査研究は、実際は誰がどうやって、しかもそれは可能なのだろうかという話ですが、これまでの5年間でも、こういったことが必要だという指摘はあったとおっしゃって、その上で、この資料2が出てきているので、事実、ファクトを並べるということにも意味があるのですが、これを見て、どういった分析というものが、立法なり、必要上の措置を講ずるに当たって、ある程度必要であり、またある程度なされているのではないかなと思ったりしたものですから、そのあたりについて意見を述べさせていただきます。

○東会長 ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

萩原委員、お願いします。

○萩原委員 萩原でございます。皆さん、御意見をいただいた中で、自治体から参加をさせていただいておりますので、自治体職員から見たお話をさせていただきたいと思っております。

資料のとおり、消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置は都道府県も政令指定都市もほぼできており、見え方としては確かに一部の自治体では達成していない部分もございます。ただ、形も大事ですけれども、先ほど齋藤委員からもありましたように、そこに住まう住民のための施策がどこまで実際の事業として動いているかが重要なところもございます。本市におきましても、消費者教育推進計画と消費者教育推進地域協議会もつくったわけですが、それで十分かといえばまだ機能として不十分なお話もあることは事実でございます。それぞれの自治体は、実際、頑張っていると捉えているところがございます。単なるデータの表面上の数値とか見え方だけでは

なく、皆さんもおっしゃるとおり、これから順次、内容などの状況を見ていただくことが必要だと考えております。

特に、自治体によって置かれている環境も違いますので、その中で一律の基準だけではなく、その自治体なりの努力もあるものと認識していますので、そういうところも見ていただきながら分析できると良いものと考えております。それぞれが頑張っているところがあると、私は各自治体の状況を捉えております。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

幾つか今、御意見をいただいたところですが、ここまでにした御意見を、簡単にまとめさせていただきますと、まず、数字として把握している部分で言いますと、最初に青木委員に口火を切っていただきましたが、都道府県の推進計画や地域協議会の策定状況や設置数、このあたりについて、まずきちんと全ての自治体がやれるような状況にしていく。あるいは、そのためにはどういうことをしたらいいのかという分析を今後、詰めていくというあたりですね。

それから、その数字のことと、あと、数字から質へ、量から質へ。数字が達成される中で、それぞれの内容、中身も精査していくという方向性。あるいは、似たようなことであるかもしれませんが、より小さい単位をきちんとウオッチしていく、より具体的な現場のレベルでのチェックですね。

さらに、中村委員などもおっしゃっていましたが、財政の部分ですね。ここへの言及・分析について、特に消費者教育に対するという部分で、消費者行政全般というよりも、消費者教育に対してどうかというあたりをきちんと分析し、評価していき、課題を見つけていく。ファクトから分析へという言い方でおっしゃっていたかと思います。

という形で、数字の押さえ、中身の押さえ、分析的な評価というあたりが、今、いろいろ出していただいた御意見なのかなと思います。ここまでのところで、もし事務局のほうから何かあればお願いいたします。

○米山消費者教育推進室長 先ほど説明するのを失念しまして、失礼いたしました。本日、机の上にあります参考資料1という資料が、いつも出しているものではあるのですが、各省庁における消費者教育の施策をまとめたものでございます。ここに予算額といったものが入っておりまして、全省庁的な消費者教育でこのような費用を立てておりますということで、御参考までに、こちらが8条の全てを網羅していることではないかもしれませんが、こういった御用意はしておりました。

私から補足は、以上でございます。

○東会長 お願いします。

○尾原消費者教育・地方協力課長 御意見ありがとうございます。

まず、坂倉委員のほうから、事業者との連携で地方消費者フォーラムが入っているところの御質問をいただきました。昔は消費者グループフォーラムということで、消費者団体

中心だったのですが、近年はさまざまな団体さん、消費者団体に限らず、事業者団体の方も参加いただいております。例えば、大阪で開催した表示に関することは、それこそ事業者さんのほうから、今、こういう取組をやっていますよみたいな表示の取組を御紹介して、その中で議論していくという形。もちろん、メインはどこかというところ、消費者団体中心ではありますけれども、参加する事業者の方も増えてきているというところもあるということだけ、ちょっと御紹介させていただければと思います。

それから、中村先生のほうから、財政状況、特に一例として消費者コーディネーターが今、16県だけでも、今後減るのではないかという御質問いただきました。先ほど、次長の川口のほうからも御説明させていただきましたけれども、当面の我々の消費者教育の課題として、若年者への消費者教育が大変重要であると考えております。そのときに、現場である学校の中と、そういう弁護士の先生方あるいは司法書士の方、また相談員さんで教えることができる方をつなぐコーディネーターは大変重要だと思っております。

我々としては、そこをぜひできるだけ全県で措置できるよう、予算的には現在、国会のほうで御審議いただいております来年度の予算のほうで、消費者行政の強化交付金の中で消費者教育のコーディネーターについては、そこもきちんと事業として対象になっていきますという形で、各都道府県さんのほうには御説明させていただいております。我々としては、できる限り全ての県で消費者教育のコーディネーターさんが配置できるように、目指して努めていきたいなと思っております。

それから、調査研究のところ、実績はどうかというお話をいただきました。ここも、これまでそういう効果測定という意味では、特に昨年夏から徳島のほうで新未来創造オフィスを開設いたしました。ここでは、まさに今までできなかった新しい事業として、実証フィールドを用いて調査研究を始めたところでございます。この中の取組として、現在、徳島県の全高校で消費者教育を実施しております。

この効果につきましても、まだ初年度で、徳島県56校で消費者教育を実践的なものを行ったわけですが、そういうところの成果を踏まえて、事業内容の中からどういう課題があるのか、あるいは今後どういうふうにしていくのが効果的かなどについても、きちんと情報を集めながら、そのあたりを整理してまいりたいと思っております。

それから、萩原先生のほうから、形だけではなくて、実際が大事だねというお話で、分析もファクトに基づいて行うことが重要だという御指摘をいただきました。我々としても、まずは徳島での実証フィールドの実績を踏まえながら、全国展開のほうも次年度以降、頑張っていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○東会長 ありがとうございます。先ほど私、皆さんから出していただいた意見をまとめさせていただいたときに、1点、事業者の立場での発言について、済みません、まとめの中に挙げるのを失念しておりましたが、今、事務局のほうでお答えいただきましたように、事業者のお立場で個々の内容をきちんと見ていくということも、今後さらに必要だ



ということもございます。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、今、いただきました御意見は、主に今後、消費者教育を進めていく方向性とか、具体的な施策の実施に関することだと受けとめております。先ほど基本方針を変更するという御了承いただきましたので、恐らく附則第2項へは、基本方針を変更することで、あるいはそれをよりきめ細かに実施していくということで対応していくことができる、あるいは対応できていると考えてよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。法律自体の問題というよりも、基本方針を変更していくことによって、今、いただいた御意見がカバーできていくと捉えていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今後、具体的にどのように施策を推進すべきかということについては、先ほども申しましたが、4の議題でさらに深めていただければと思います。ありがとうございました。

次の議題に移りたいと思います。次は、消費者教育推進会議のもとで、昨年10月から進行しております「若年者の消費者教育分科会についての進捗状況」の報告ということでございます。本日は、座長の千葉委員が欠席でいらっしゃいますが、千葉委員のほうから報告のメモを頂戴しておりますので、私のほうからそれを読み上げさせていただきたいと思っております。それでは、失礼いたします。

若年者の消費者教育分科会の報告メモ、千葉座長によるものでございます。資料3をごらんください。

若年者の消費者教育分科会については、資料3のスケジュールで進めております。本分科会は、若年者の消費者教育の推進を目的としておりますが、そのためには、消費者教育に関する教員の指導力の向上を図る必要があるという点で一致し、現職教員、ターゲットとしては、中学校・高等学校の教員に対する教員研修、免許状更新講習及び教員養成、教職課程を主に取り上げることにいたしました。

これまで、昨年12月18日に第2回、1月29日に第3回の分科会を開催しました。まずは、教員研修の現状と先進的な取組について把握し、教員の指導力向上につなげるための方策を探っているところでございます。

第2回の分科会では、現職教員が受ける初任者研修などのいわゆる法定研修について文部科学省から御説明いただきまして、教育委員会と消費者行政部局が連携した教員研修を実施している神奈川県にゲストとして来ていただき、教員研修の実施状況や教員研修実施の経緯についてお話をいただきました。

また、第3回の分科会では、免許状更新講習について取り上げ、その仕組みと概要、消費者教育に係る講習数について文部科学省から御説明いただき、実践例として、免許状更新講習で消費者教育の指導方法に係る講習を展開されている信州大学講師の田村先生から、免許状更新講習の具体的な展開や講習を受けた教員の感想などについて御説明をいただき

ました。

次回の第4回分科会は3月26日に開催されますが、第4回の分科会では、教員養成、教職課程について取り上げる予定です。

これまでの審議内容について簡単に報告いたしますと、短期的には、成年年齢引き下げとの関係で、被害を未然に防ぐために、消費生活センターの職員や弁護士など外部講師の活用によって、授業の内容の一層の充実を図ることが必要であります。中長期的な観点からは、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習制度を通じて、消費者教育に関する教員の指導力向上のための継続的な体制づくりをすること。

教員養成課程における消費者教育に関する体系的なプログラムの形成が重要であること。

また、教育現場と専門的知見を有する人材を結びつける消費者教育コーディネーターの位置づけや、その職務のあり方などについて、第5回の分科会以降、さらに議論を深め、6月に取りまとめを行う予定でございます。

以上が座長の千葉委員からいただきました報告メモでございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後の議題に移りたいと思います。ここでは、「今後の消費者教育の推進について」ということで、全体的に委員間で意見交換を行いたいと思います。既に議題1、2でもいろいろな御意見をいただいているところでございますが、それらも踏まえまして、さらに議論を深めていただければと思います。本日は、消費者教育推進法の施行状況についての議論も行いましたので、具体的な施策の推進や若年者の消費者教育の施策など、そのほか自由に御意見をいただければと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

では、一番最初にお手が挙がりました原委員、お願いいたします。

○原委員 3点、簡潔にですが。

1つは、教育コーディネーターとか地域協議会とか、地方でできてきていますけれども、中村委員から出ましたように、財政のところが大変気になっておりまして、今日、午前中、全国消団連が地方消費者行政の財政についてのシンポジウムをやっておりまして、各都道府県から回答が寄せられていましたけれども、交付金のあり方が今後どうなるかということで、一番しわ寄せを受けそうなのが消費者教育と啓発のところ。相談体制のところは維持したいので、手をつけるとすると、消費者教育・啓発というところで、せっかく今、いろいろな枠組みが整ってきたところで、財政支援がしっかりしないと、それこそ中身がないものになってしまわないかということが1つです。

それから、2つ目はホームページですが、基本方針を見ても、いろいろところで情報提供を充実します。消費者庁としては、やりますということが書いてあって、もちろん財政支援も大事ですけれども、情報提供のあり方というのも大切です。しかし消費者庁の、今のホームページはほとんど活用できないと思います。見ていただきたいのですけれども、何と言ったらいいのかかわからないですけれども、教員でも多分使いにくいし、どういうポ

ジションの人が見ても、こういうことをやっているのだなというのはわかりますけれども、それ以上に何か活用したいと思ったときには、ホームページはまだまだ工夫していただく必要があると思っております。

それから、3点目ですが、先ほど各省庁の消費者教育予算を出されていましたがけれども、総務省がとても少ないですね。1,000万円で一つの事業しかやっていなくて、今回、第3期の重点事項で、ネット関係の教育の充実というのを第3番目に挙げていますけれども、総務省の予算1,000万円では到底できないとされていて、ここは消費者庁がやるのか、消費者庁が総務省にぜひやってくれと意見を言っていくのかと思っております、今の1,000万円では到底充実は図れないと思っております。

3つです。よろしく申し上げます。

○東会長 ありがとうございます。

かなりお手が挙がっておりましたので、先に皆さんからいただきたいと思います。いかがでしょうか。

出口委員、お願いいたします。

○出口委員 出口です。よろしく申し上げます。

これまでも議論に何度か挙がっていたことですが、今後、消費者教育の中に望むというところで、ライフステージに応じた体系的な実施という中で、学校での教育が受けられたり、そういうところでは、子供たちはいいと思うのですが、これから結婚して、妊娠して、出産して、若い世帯をつくっていく人たちへの教育というのが、実はすこんと抜けているのではないかなと思っています。

その中で、ゼロ歳から3歳未満のお子さんたちが子供の死亡原因の第1位であるというところですね。そういうライフステージに合わせたところで、偏っている分、消費者庁としては書きにくいところではあるかなということで、ライフステージをもう少し強調したような形の取組を今後していただきたいなというところです。そういう方たちは非常に若い方なので、ネットから情報を得るのはすごく上手なのです。なので、教材はできてきているということを考えると、そういう若い、教育を直接学校とかで受けられないような世代の人たちが興味を持って情報を収集できるようなシステムが消費者庁からあると、非常にいいのかなと思いました。

あとは、若年者の教育の中で、幼稚園・保育園の子供たちを直接教育するのは難しいと思うのですが、保育士・幼稚園教師に対しての教育というのも強化していったほうがいいのではないかなと思いました。女性が輝く時代で、お母さんたちがいろいろなところで困っていて、いろいろなところで消費者として問題に巻き込まれていることが多いと思いますので、そこにもう少し目を向けていただきたいと思いました。

以上です。

○東会長 どうもありがとうございます。

中村委員、お願いします。

○中村委員 中村です。

先ほども指摘した点ですが、今回いただいた資料1の基本方針(案)の、例えば29ページの調査研究というところですが、ここでは分析・整理や効果測定など、かなり踏み込んだ調査研究を行うということになっていますので、これをやろうと思うと、現在の体制では人もお金も足らなくて、実際のところ、なかなか難しいのではないかと思います。ここが欠けてしまうと、何をやるかという目標が見えない。それと、現状もわからないということになってしまうので、これを誰が、どのように、いつまでにやっていくのか。これは5年前から出ていた話だと思いますので、こういうふうに書いている以上、道筋をつけてやっていって、それをみんなで共有していくというサイクルが必要なのではないかと思います。その点については、極めて難しい質問だとは承知していますが、現状どのようにお考えなのかという点をお聞きしたいということ。

それと、少し細かな点になりますが、今度は資料3の若年者に関する部分ですが、これは非常にタイトなスケジュールで充実した取組をさせていただいていることがよくわかりましたが、PTAとか親の視点というものがちょっとないのかなと。学校教育だけではなくて、結局何か被害に遭ってしまって、一番面倒を見なければいけないのは親だったりするものですから、PTAの方と話す、その問題には非常に関心があるみたいな意見もあるものですから、そういった点もどこかで、この中で今からというのは難しいかもしれませんが、基本的には消費者教育の一環として見ていかなければいけないのではないかとということ。

3点目としては、東会長のほうから、量から質というお話が冒頭あったかと思いますが、その点でいくと、今回いただいた資料2の3ページ。例えば、消費者教育コーディネーター、16府県と書いてあるわけですがけれども、これはあるか、ないかという聞き方をすれば16となるわけであって、1人でも「ある」になりますし、100人でも「ある」となるわけで、恐らくはそんなに人数は多くないと思いますし、コーディネーターのやっている役割も様々だと思います。コーディネーターは非常に重要だと、川口次長のほうからも話があり、学校に消費者教育が入っていくときの道しるべになるというのは、私も実際に聞いたことがありますので、もっと教員の方がコーディネーターになると、そこに非常に突破口が開けるといえるのもあるので、コーディネーターの連絡協議会などコーディネーター制度を盛り上げていくということであれば、都道府県の地域格差についても推進計画の「ある」、「なし」というところの格差ではなくて、実質的な格差を埋めていくということにもつながるし、コーディネーターを置かなければという意識にもなっていくのであれば、素晴らしいのではないかと。これが市町村に及んでいくと、またさらによいのではないかと思います。

それと、4点目、最後ですが、資料2について。いろいろなところでいろいろなイベント、事業が行われているというのは大変よくわかりまして、消費者教育に長らく取り組んでいる者からすると、大変充実しているなども見えるのですが、逆に言うと、イベントがこういうふうにあったとしても、それがどういうふう実際に教育を受ける側に下りてい

っているのかというのは、イベントの数を並べてみるだけではわからない。そういう観点でいくと、イベント数は増えてはきたけれども、まだ少ないとも言えるわけですので、いろいろな側面で充実させていく必要があると思います。地方自治体の方に聞くと、イベントをやるには予算が必要だということですし、人を集めるには消費者教育の看板だけではちょっと物足りないという意見もあったりして、食育とか地産地消とくっつけてやったり、その盛り上げ方についても情報交換、情報共有できると非常に有益なのではないか。いただいた素晴らしい資料をもとに、私なりの意見を述べさせていただきました。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

永沢委員、先に。次に、片山委員、尾上委員という順番でお願いします。

○永沢委員 ありがとうございます。

中村委員の御意見と重なるのですが、私からは2点ございます。

まず、1点目ですが、こちらの資料2を拝見いたしまして、実施数からは充実してきていることが窺えるのですけれども、各地での取組がやり切りになっていないかというところが気になりました。PDCAは回っているのかということが、まず気になった点です。

先駆的なプロジェクトとして、パイロット的な取組を国と地方自治体が協働してなさっているものがたくさんあるわけですけれども、その経験が点に終わっていないか、面として展開できていないのではないのでしょうか。他の地域の実施経験が別の地域に生かされているのかの検証が必要なのではないかと思います。点から面へと広げていくこと、そのためにはPDCAが必要だということが、申し上げたいことの1点目でございます。

2点目は、冒頭で原委員からお話がありました国民生活センターの全国消費者フォーラムに私も行ってまいりました。大変多くの方々が消費者教育に熱意を持って取り組んでいらっしゃるわけですが、これは印象として申し上げることで、消費者教育の提供がやりやすいところ、具体的には学校や高齢者が集まる施設での実施に集中しており、それだけに入り込めないという不満が出てしまうように感じております。この問題は、原委員が御指摘のように教育委員会等と組んで解決していただく必要がある問題だと思うのですが、一方で、先ほど出口委員からも御指摘がありましたように、ほかの欠けている分野、対象もあるのではないかとこのところを私も指摘させていただきたいと思います。

実は、未就学児を持つ保護者向けの消費者教育というのをある県から受託して、最近実施したのですけれども、非常に集客に苦勞いたしました。苦勞しながらも集客方法をこうしたらいいのではないかという光が見えてくるみたいな経験もありました。こうした経験を他の方々と共有できないか感じておりまして、教材づくりも大変重要なのですけれども、運営の仕方とか集客なども消費者教育の効果的・効率的な実施には不可欠な要素です。それから、若い世代はチラシを配ったり、ポスターを張っても集まりません。自治体のホームページにイベントニュースを掲載してもあまりリーチできないようです。

若い世代の人たちにどうリーチしていくのか、その方法を共有し合うことが必要で、教

材づくり、プラス、人を集める、リーチするということ、次のステージでは新しい課題として加えていただきたいと思いますし、裏方さんを育て、経験を共有するということも新しいチャレンジとしてお願いできたらと思っております。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

では、片山委員、お願いします。

○片山委員 片山です。失礼します。

今、言われたこととかなり重なりますけれども、3点ほど。

1つは、最初に言われました地域コーディネーターの質と人数の問題ですけれども、島根県のほうの審議会がこの間あって、そっちも参加しているのですけれども、実態がなかなか見えにくいです。それから、どういう人たちを望んでいるのか、ターゲットがどこにあるか。学校現場との連携ということになりますと、かなり学校関係に近い人だと入りやすいですけれども、例えば島根県などはちょっと特別なのかもしれませんけれども、高齢者をターゲットにしたようなコーディネーターになると、学校との連携は図りにくい。つまり、社会教育関係、学校教育関係と、両面のコーディネーターが必要なのではないかというものであったり。

それから、コーディネーターとしてのモチベーションといいますか、充て職ではなくて、自分でコーディネートするのだという気持ちを持つようなシステムみたいな。資格まではいかなくても、認定研修とか。その職に誇りが持てるような、意味のあるコーディネーターの人が、県に1人いてもほとんど意味がないかなという気はしておりますが、その辺のことが1つと。

あと、学校内部のことですが、最初のほうにフォーラムの中で、学校のほうで実践校の引き受けが非常に難しいという話。これは、大変よくわかります。私の研究会のほうにも委託が毎年来るわけですけれども、非常に楽にできる研究事業、実践事業なのですけれども、逆に支えがないといいますか。例えば、文科省指定のものがきちんとついていたりすると、学校体制とかでは、やりやすさとか使命感とか、やらなければならないということがあるかもしれませんが、楽だから個人研究で非常にやりやすいという反面、かなり個人に任せられてしまう傾向があります。

したがって、社会科研究会などでも、結構人脈を使って個別にお願いするという形が残念ながら多いのが実態です。したがって、研究会指定等も含めてですけれども、それらについては、文科省さんのほうとも少し協力があるといいのかなと思うとともに、指定校ではなくて、当然ですが、学習指導要領に記載されていることですので、小学校・中学校・高等学校と繰り返しやらなくてはいけないわけですから、通常の授業の確保というのもの、当たり前ですけれども、シラバスをきちんとつくって、カリキュラムも段階的にそれだけのものでもつくっておく必要がある。これは、研究会等が努力していかなければいけないのかなと思っております。

3点目ですけれども、先ほど言われましたフォーラム等への若い世代の参加の件についてです。先ほどの実態調査を見ると、学校の授業時数というのは他のものに比べて、全県でこのぐらいというのは少ないような気がしますけれども、授業はきちんとやっていると思います。授業としてはなっていないのかもしれませんが。そのときに、この間も話題になりましたが、若い世代を、先ほど言われたとおりで、教材とかネットでも、ネットは意思がなければ検索しませんから、どうやって引き込むかというときに、私はそろそろ企業の連携が必要ではないか。企業の知恵で、イベントではないですけれども、コマースルとか参加意欲を駆り立てるようなもの。

今まで、どちらかというと企業にはお願いというか、企業と学校が積極的にかかわるような事業というものが余りございませんでした。だけれども、若い世代が魅力的にかかわれるというのは、企業のコマースリズムとかはかなり大きいのではないかと考えて、その辺に少し着目したらどうでしょうかという意見も、県内では出ておりますし、私もそのように考えております。

○東会長 ありがとうございます。

時間が限られてきていますので、申しわけありませんが、簡潔にお願いいたします。

出口委員、お願いいたします。

○出口委員 私、子供の事故予防をずっとやってきて、小さいお子さんを持った若いお母さんたちが親子で楽しく集まってくれるイベントというのをずっとやっている中で感じたこととして、いわゆるフォーラムとか勉強会ではまず集まりません。企業ということもありましたけれども、私たちの若いときのことを思い出していただくと、おいしいものがあるって、踊って歌って、子供たちと一緒に楽しく集うというところ、人間の基本的な活動を視点に置いてやると、皆さん、集まってこられるのですね。だから、そういう意味では、教育、教育という形で真面目にやっていくというところでは集客は難しいと思うので、いろいろな切り口の中で世代に合わせたイベントということが大事なのだろうなと思っています。

○東会長 ありがとうございます。

尾上委員、先ほど、お手を挙げていらっしゃいました。すみません、失礼しました。

○尾上委員 今後の消費者教育の推進ということで、姫路市が以前、この場で事例発表され、その後、学校の保護者の集まりの中で、消費者教育の話をしたのですが、十分に伝えられていなかったということと共に、関心があるということもよくわかりました。また、PTAは広報紙の中で消費者教育のことに触れているかということ、なかなか触れておらず、日本PTAでも、若者たちを取り巻く環境に関するアンケートは多く行っているのですが、そこに触れたアンケート調査はなかなかなくて、進めていくには広報並びにアンケート調査というものもあわせて、しっかり情報がとれるような形をとらなければいけないなと思います。

せめて学校にはしっかり伝えて発信していただくということもありますが、保護者が積極的にそういったことにかかわることによって、もっと横のつながりができていくのではないかと思います。

特に、エシカル消費という言葉聞いた人たちは反応がよく、お母さん方はそういったことには対応する力があると思いますので、伝えていくということをしっかりやっていきたいと思います。

○東会長 ありがとうございます。

いろいろ御意見があろうかと思いますが、この後、最後に御案内したいこともございます。

中村委員、どうしてもということでしたら。

○中村委員 ありがとうございます。中村です。

今、企業の力が必要だというお話と、企業と学校の連携というお話があって、それ自体はそうかなと思うのですが、1点だけ。子供に対するマーケティングの影響力が非常に大きいという問題があって、アメリカなどでは、学校の中に広告が入っていくことに対する規制の問題もありますので、そこは丁寧かつ慎重に考える問題だと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

もう、ここまでとさせていただきます。

○青木委員 済みません、お話が出ましたけれども、今、企業というのはSDGsという視点で地域での活動ですとか、学校にもエシカルの講座とか、連携させていただいているケースが結構多いのです。ですから、テーマを消費者教育という中でも非常に幅広い形で、食育、環境、エシカル。さっきの金融業界でしたら金融教育もありますし、もう少しいまい連携の方策というものがあるなと感じましたので、今後の検討のところに事業者としても積極的に参加したいなと思っております。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、事務局に若干御回答いただくこともあるかもしれませんが、ちょっと先にまとめさせていただきますね。今、出た御意見、もう細かいことは申しませんが。

1点として、財政の点ですね。この点について、今後、消費者教育や啓発にしわ寄せが来るのではないかという危惧がある中で、他の各省庁の予算案のことなども含めて、財政の点を支援していくという部分。

それから、2点目がホームページだったり、インターネットであつたりという部分の情報提供のあり方。特に、若い世代に対してというところで、幾つか御意見が出たところがございます。

それから、3点目としまして、さまざまなライフステージに応じた体系的な消費者教育ということで、出口委員のほうからは、若い、これから結婚し、家族をつくる世代にということも出ましたし、それ以外のさまざまなステージに対して、対象に応じた情報の提供



の仕方とかアプローチの仕方というものを考えていくということ。

4点目として、コーディネーターのことが大分御意見が出たかなと思います。コーディネーター制度の盛り上げということもありますし、コーディネーター自身にモチベーションが持てるような仕組み、システムづくりということも御意見が出たところでございます。

そのほか、調査研究のことですね。中村委員がおっしゃっていた、誰が、どのように、いつまでにやるのか道筋をつけていく。あるいは、企業・事業者との連携、広報やアンケートで情報をとっていくことなど。SDGsのことも出ました。

十分にまとめることはできませんが、今、言ったようなことが今後の課題としての御意見として出たということでございます。

また、1番や2番の議題のところでも、少し整理された方向性も見えましたので、それらも含めて、また皆様からいただいた御意見ということにさせていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうで、今の御回答が必要なところも少しあったかと思しますので、簡単をお願いいたします。

○尾原消費者教育・地方協力課長 ありがとうございます。

今、会長のほうにまとめていただいた6点について、私のほうでとりあえずお答えさせていただきます。

まず、1点目の財政の点。今日の午前中の消団連のシンポジウム、私も参加させていただきました。自治体の皆さんの取組とか消費者団体さんの役割等、改めて勉強させていただいた次第であります。そのときのテーマとしては、もともと消費者行政の予算というのは今年度で一つの区切りになるということがあります。

来年度に、新しい地方の消費者行政強化交付金ということで、先ほどから御説明させていただいている、例えば若年者向けの消費者教育のためのコーディネーターの設置とか、高齢者の見守りサービスとか、国として重要施策のところについて、事業ごとに国が2分の1支援していこうという新しい交付金を衣がえする部分と、また従来の地方の消費者行政を整備するための推進交付金の2つの事業が1本に衣がえしますみたいな御説明をさせていただいて、引き続き、国もやっていく必要があるのですけれどもね。

財政の支援をと言ったときに、今日の議題でもあったのですけれども、地方で消費者行政は自治事務、まさに住民サービスなので、この10年で見たときに、地方自治体できちんと自主財源化ができていたかどうかというのが大きなテーマでございました。最後、結論としては、今日参加していらっしゃる消費者団体の方々も含めて、そういう問題意識の中で、国だけではなくて、地方公共団体のほうにも働きかけが必要ですねというのが大きなテーマになって、もちろん答えがすぐ出るわけではないのですけれども、議論としてはそういう形でございました。

ですので、我々消費者庁としてもやることがありますし、またそれぞれの地方公共団体さんも、みずからのところできちんと自主財源を。何が大事かという、消費者行政の優先度を上げていただくのが大事かなと私は考えておるところでございます。

2点目は、ホームページ等で若者向けも含めて、どの対象もわかりづらいですね、届く仕組みが大事ですねというお話をいただきました。このあたりは、我々の運営しているポータルサイトも、今のものがベストというわけでは全くなくて、ちょっとずつではございますけれども、改善に努めさせていただければと思います。

それから、3つ目、出口先生のほうからいただいた、特に小さいお子さん、親御さん向けの教育が重要ではないか。これは、この場というよりは、当庁の消費者安全課のほうで「子どもを事故から守る！プロジェクト」ということで、霞が関全体で関係省庁会議をやっております。そこで定期的にフォローアップして、消費者庁単独ではなくて、関係省庁と連携しながら子供の事故防止に取り組んでおるところでございます。その中でどういう啓発ができるかというあたりも、我々としてもフォローしていきたいと思っております。

それから、4つ目のコーディネーター制度でございます。ここも何度も繰り返しになりますけれども、我々としては、消費者庁として大変重要な消費者政策だと思っておるものですから、来年度の強化交付金という新しい事業の中で、都道府県さんのほうにぜひ御活用くださいという形で働きかけを行っておるところでございます。

5つ目の調査研究の道筋のところでは、今時点で私どもが進めているのは、昨年度の徳島の新未来創造オフィスでの実証事業、まだ1年もたっていないところでございますけれども、そこでの実証フィールドを使っただけの調査で情報を集約して、それを今後は全国に展開するというのを考えております。特に、今日の基本方針の3つの柱のうちの第1番目を若者向けの消費者教育にしております。ですので、特に高校生向けの消費者教育を進めるのがすごく大事だなと思っております。

他方で、今日もいろいろ出たように、消費者教育の対象というのは、皆さん、消費者全てが消費者教育ですから、もちろん、それをやっていく必要はあるのですが、当面の課題としては、まず高校生向けのところを我々としては力を入れていきたいと思っております。ただ、出口委員がおっしゃったように、お子さん向けの話になると、契約というよりも、むしろ生命・身体の消費者事故の防止、子供を事故から守るといったのは、啓発面も含めてやっていきたいなと思っております。

最後のSDGsの関係でございます。企業との連携という意味では、もう既に我々としてはエシカル消費の概念普及というものを政府全体で取り組む中で、重要な取組だと考えています。その中で、企業さんと連携できることについてはどういうことができるか、あるいは企業さんだけではなくて、あらゆる関係者の皆さんでどういうことができるかというのを、また取り組ませていただければと思っております。

済みません、早口でございましたが、以上6点でございます。

○東会長 ありがとうございました。

もう一点、私がまとめのところ失念いたしました、点から面へということをお願いいたしました。どこかでやっていたことが、ちゃんとほかに生かされていく、PDCAがちゃんと回っていくというあたりも、今、この段階ではとても大事な御指摘であったと思

ますので、それらも含めまして、本日、皆様からいただいた御意見を今後の施策に反映していただければと思っております。

本日の議題は、以上となります。

次回、第23回の会議につきましては、改めて御連絡をいたします。

以上で、第22回「消費者教育推進会議」を終了いたします。会議はこれで終了ですが、事務局から連絡事項があるということでございますので、いましばらくお願いいたします。

○米山消費者教育推進室長 本日御出席いただいております吉國委員のほうから、ぜひ皆様に御紹介したい論文があるとのことですので、少しここでお時間を頂戴できればと思います。

吉國委員、お願いいたします。

○吉國委員 吉國でございます。お手元でございます「行動経済学を応用した消費者詐欺被害の予防に関する一考察」を御紹介します。行動経済学というのは、昨年のノーベル経済学賞をリチャード・セイラー教授が受賞されたことから、非常に注目されていますが、最近、アメリカでは、この行動経済学を実際に応用して、例えば日本で言うオレオレ詐欺みたいなものをいかに予防するかという研究がかなり行われていて、実践されているようです。私どもとしては、それを参考にしつつ、日本の実際の例に則して、例えばオレオレ詐欺をどうしたら予防できるのかということの研究した論文を作成いたしました。

時間がございませんので、内容は詳しくは申し上げませんが、例えば、16ページあたりでございますが、実際の警察のデータをもとに電話の会話などを分析しています。私どもとしても全く初めての試みですので、皆様にお読み頂き、御意見なりがございましたら、遠慮なくお寄せください。

○米山消費者教育推進室長 ありがとうございます。

事務局としては、以上となります。

本日は、どうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。